ITJ Lab 著作権の権利ガイド

上演権・演奏権（第22条）

上演権・演奏権は、作品を、公衆に直接見せたり聞かせたりする目的で、演じたり演奏したりすることについての権利です。

概要

ひとことで言うと

上演権・演奏権のイメージ



条文 条文を読む（第22条）

> **第二十二条（上演権及び演奏権）**
> 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

第22条を区切って読む

その著作物を、	公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として	上演し、又は演奏する	権利を専有する。
何について	「公に」の意味	どんな行為	ひとりじめ

条文

「上演」と「公衆」の定義

> **第二条（定義）**
> 十六　上演　演奏（歌唱を含む。以下同じ。）以外の方法により著作物を演ずることをいう。

「公衆」に当たるかどうか

公衆に当たる

- 不特定の人（人数は問わない）
- 特定かつ多数の人（第2条第5項）

公衆に当たらない

- 特定かつ少数の人

行政資料

文化庁の説明

著作権テキストは、上演権・演奏権が、生の上演・演奏だけでなく、CD や DVD などを再生する場合にも及ぶと説明しています。

また、観客のいないスタジオでの演奏を、離れたホールの観客に聞かせる場合も、「直接」に含まれるとしています。

- 文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 14ページ（上演権・演奏権）
- 文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 15ページ（「公衆」の説明）

まとめ

まとめ

1. 上演権・演奏権は、作品を「公に」上演・演奏することについての権利（第22条）。
2. 「公に」は、公衆に直接見せ又は聞かせる目的があること。公衆には特定かつ多数の人も含まれる（第2条第5項）。
3. 録音・録画したものを再生して聞かせる場合にも及ぶ。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken